

## 技術系スタートアップ実証実験等支援業務委託 受託候補者選定に係る実施要領

### (趣旨)

第1条 「技術系スタートアップ実証実験等支援業務委託」をプロポーザル方式により特定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱（以下、「実施要綱」という。）及び横浜市委託に関するプロポーザル方式運用基準に定めがあるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

### (実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要・基本計画等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

### (提案書の内容)

第3条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは別に定める。

- (1) 当該業務の実施方針
- (2) 当該業務に関する具体的な提案
- (3) 実施能力・体制
- (4) 類似業務実績
- (5) 参考見積書
- (6) その他当該業務に必要な事項

### (評価)

第4条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 業務目的・内容の理解度
- (2) 海外スタートアップの実証実験等への連携・協力に関する国内企業等へのヒアリング
- (3) 海外スタートアップからの実証実験等の企画の公募、選考
- (4) 国内スタートアップ向け実証実験助成金に関する横浜市の公募・選考等業務サポート
- (5) 実証実験等の伴走支援
- (6) 実証実験等のコーディネート
- (7) 事業の広報・発信
- (8) 業務目的達成の実現性
- (9) 提案者によるその他提案事項
- (10) 従事スタッフの構成・人数など

- (11) 運営計画の妥当性
  - (12) 類似業務の受託実績
- 2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。
  - 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
  - 4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

第5条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
  - (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
  - (3) ヒアリング
  - (4) 評価結果の集計及び報告
- 2 評価委員会には委員長、副委員長及び委員を置き、次のとおりとする。
    - 委員長 経済局 中小企業振興部長
    - 副委員長 経済局 誘致推進部長
    - 委員 国際局 国際協力部長
    - 経済局 産業連携推進課長
    - 経済局 新産業創造課長
  - 3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
  - 4 評価委員会は、委員の5分の4の出席をもって成立する。
  - 5 評価委員の採点の合計点数（加算項目を含むすべての評価項目の合計点数）が満点の6/10以上の中から、もっとも点の高い者を受託候補者とする。
  - 6 評価が同点の場合は、次の順序で上位の提案をプロポーザルの上位者とする。
    - (1) 加重項目の合計点が上位の者
    - (2) 評価基準の「2 提案内容に関する視点」の合計点が上位の者
  - 7 委員長は、評価結果を経済局入札参加資格審査・指名業者選定委員会に報告するものとする。

(評価結果の通知)

第6条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
- (3) 評価結果に関し、必要事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

(停止条件)

第7条 令和6年度予算が横浜市会において議決されることを条件とする。予算の議決がなされないと

きは、本プロポーザルの特定は成立しないものとする。

#### 附 則

この要領は、令和6年2月8日から施行する。